

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルが改正されました。呼吸用保護具を着用し、作業される皆様へ

呼吸用保護具のフィットテストの実施を承ります！

【令和6年2月改正】

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルの改正により、リスクアセスメントに基づくリスク低減措置として呼吸用保護具を労働者に使用させる事業場においては、1年以内ごとに1回、フィットテストの実施が義務付けられました（防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について【基発0525第3号 令和5年5月25日】）。

・フィットテストの実施内容

弊社は作業環境測定機関です。以下に記載の正雀事務所に御来社いただき、弊社のマスクフィットテスト実施者養成研修修了者による呼吸用保護具のフィットテストを承ります。ご来社が難しい場合は吉田（080-8344-6497）にご相談ください。フィットテストは測定機械（AccuFIT9000PRO 日本カノマックス）による短縮プロトコル（1回の測定がおおよそ5分）で実施します。

【弊社の所在地・問い合わせ先】

株式会社エルエフ関西 正雀事務所

大阪府摂津市正雀本町1-40-13 2階201・202号室

阪急正雀駅より徒歩5分、JR岸辺駅より徒歩9分

担当： 技術部技術課 吉田（TEL 06-4798-5381/080-8344-6497）

【フィットテストを受けられる上で注意点】

- ・フィットテストを受けられる方は弊社にお電話にて予約をお願いします。
- ・フィットテストの際に使い捨て式防じんマスクの場合はパンチで穴を開ける必要があります。（取替式、電動ファン付きのマスクはサンプリングアダプターで対応します。弊社でいくつか準備しておりますのでお問い合わせください）
- ・複数名で受けられる際には、再測定を実施する可能性があるため、お一人の測定時間を15分程度を見込んでください。
- ・お髭、喫煙等でマスクのフィットについて御心配がある場合は測定できません。マスクのフィットテストではお髭による漏れなのか、装着不良やマスクの劣化及びマスクが合っていない等の漏れの具体的な原因はわかりません。測定のためにお髭を剃っていたとしても目標数値が達成する保証はありません。
- ・測定の際にマスクは新品の準備をできるかぎりお願いします。
- ・駐車場はありません。近くのコインパーキング等のご利用をお願いします。